

各位

令和4年11月18日、国土交通省不動産・建設経済局建設業課 よりメールにて下記の情報
がありましたのでお知らせいたします。

記

【周知】「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について

(周知依頼文より抜粋)

各位

建設業法第27条の37に基づく届出団体 ご担当者様
(BCCで送付しております。)

平素よりお世話になっております。国土交通省建設業課です。

9月13日の「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」におき
まして、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」が決定されましたの
で、周知させていただきます。

本ガイドラインは、企業の規模、業種にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業を対象とし
て、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言
をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業による人権尊重の取組に当たっての考え方・方法
を、事例も交えながら、具体的かつわかりやすく解説したものです。

<添付>

- ガイドライン本体【[別添1](#)】
- ガイドラインの説明資料概要版【[別添2](#)】
- ガイドラインの説明資料フルバージョン【[別添3](#)】

※別添1～3は下線をクリックしてご覧ください

(参考:「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 プレスリリース
(2022.9.13))

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

(参考:国交省 HP における紹介)

https://www.mlit.go.jp/kokusai/kokusai_tk1_000108.html

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

